

75 歳以上医療費 3 割負担の拡大、在職老齢年金の見直しを検討

政府は閣議で高齢社会対策大綱を決定し、75 歳以上の後期高齢者のうち、医療費を 3 割自己負担する「現役並み」所得の対象拡大に向けて「検討を進める」と明記しました。働く高齢者の年金額を減らすに在職老齢年金の見直しを含めて「働き方に中立的な年金制度の構築」にも触れています。

後期高齢者の窓口負担は原則 1 割で、一定の所得がある人は 2 割、「現役並み」の所得がある人は 3 割としており、現役世代は 3 割を負担しています。「現役並み」の所得とは単身で年収約 383 万円以上を指し、全体の 7%ほどにとどまります。

在職老齢年金を巡っては、高齢者の就労を妨げているとの批判があり、大綱には、働き方に中立的な年金制度の構築を目指す方針を盛っています。高齢者の就業促進にも触れており、65～69 歳の就業率の政府目標を新たに設け、29 年に 57%としました。21 年から企業の努力義務となった 70 歳までの就業機会の確保措置について、29 年は 40%とする新たな数値目標を設定しました。

「特定技能」滞在外国人 25 万人で最多更新 入管庁

出入国在留管理庁は、人手不足に対応するため創設された在留資格「特定技能」で日本に滞在する外国人が、6 月末時点で 25 万 1747 人となり、過去最多を更新したと発表しました。特定技能は即戦力の労働者を確保するため 2019 年に始まり、政府は受け入れの拡大を進めています。

人材難が深刻な建設や介護、農業などの 12 分野が対象で、最長 5 年働ける 1 号と、熟練技術を要し家族帯同が可能な 2 号があります。「技能実習」を良好に修了し試験なしで 1 号に移ったのが全体の 6 割強で、残りは技能試験などを経っていました。1 号の産業別の最多は飲食料品製造業が約 7 万人で国籍別ではベトナムが半数を占め、インドネシア、フィリピンと続いています。政府は 1 号で就労可能な産業として、自動車運送業の運転手、鉄道、林業、木材産業の 4 分野を追加する方針です。24 年度から 5 年間の受け入れ見込み数を、23 年度までの見込み数より 2 倍超の最大約 80 万人と試算しています。

住み込みの家政婦死亡 1 審判決取り消し労災と認める 東京高裁

寝たきりの高齢者の家で住み込みで働いていた 60 代の家政婦の女性が長時間労働のあとに死亡したのに労災と認められなかったのは不当だと、遺族が国を訴えた裁判で、1 審の東京地方裁判所は、労働基準法で家政婦の仕事は労災の対象外とされ、介護については長時間労働とは言えないなどとして訴えを退けたため、遺族が控訴していました。2 審の判決で東京高等裁判所は「女性と会社との間に雇用契約書は交わされていないが、女性は会社から介護だけでなく家事の仕事についても指示を受けていた。いずれも会社の業務として行われたもので、労働基準法の適用外にはならない」と指摘しました。そのうえで「7 日間の総労働時間は 105 時間で、深夜でも介護の必要があり 6 時間以上の睡眠を連続して取ることもできなかった」などとして、長時間の労働と死亡には関係があると判断し、1 審の判決を取り消して労災と認める判決を言い渡しました。



- 十勝岳温泉 -

◆ ご存知ですか？ ◆

【特定技能制度】

特定技能制度とは、2018年に成立した改正出入国管理法により、専門性や特定の技能を有する外国人を労働者として受け入れるために作られた制度で2019年4月から本格的な受け入れが開始となりました。それまでも外国人留学生や技能実習生は、日本において重要な労働力となってきた経緯がありましたが、留学生や技能実習生の就労にはいずれも滞在期間や職を変えることに制限がありました。特定技能制度においては、1号と2号という2種類の在留資格があり、1号は通算5年、2号は期間上限がありません。特定技能によって、国内において人手が賅えないとされる12の分野にて外国人の就労が可能となりました。

事務所より

十勝でも少しずつ木々が色づいてくる時季になりました。本州方面に先駆けて、紅葉シーズンが訪れる北海道は昼夜の寒暖差が大きいことから、紅葉が鮮やかに色づき、赤・黄色・緑・橙色とカラフルな色に染まるのが特徴ともいわれ、十勝でも各地に多くの紅葉スポットがありますね。十勝管内には幹線道路沿いに道の駅もたくさんありますが、ドライブシーズンということもあり、どこも大変賑わっていますね。雪が降る前の過ごしやすいこの季節、十勝の秋を楽しみたいものですね。

日本能率協会総合研究所が行った「働きがい1万人調査」による現職からの転職意向を見ると、全体では「転職活動中」が8.1%、「直近3年以内に転職を考えたことがあるが転職はしていない」が35.9%と、合計で44.0%がいわゆる転職予備軍となっています。中でも25～34歳は過半数が転職予備軍となっており、その定着促進は企業にとって重要なテーマであると言えます。一方でこの25～34歳の転職アクティブ世代が、今の会社で転職を考えたことのない理由としては、勤務地や給与、柔軟な働き方などの労働条件に関する理由を抑えて、「今の会社の今の仕事にやりがいを感じているから」がトップとなっています。都市部だけでなく地方においても、転職市場が活発化する中、社内における働きやすさももちろん重要ですが、日々の業務におけるやりがいも会社側としては注視していく必要がありますね。

業務内容

社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出手続

行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

先月号でもお伝えしましたが、10月1日より北海道の最低賃金が1010円になります。大幅な増加改定となり、時給者だけではなく月給、日給者の方についても月や1日の所定労働時間で時給額を算出し、最低賃金を割っていないかの確認が必要となりますので、ご注意ください。

